

川崎市産業振興財団
「 殿町コネクト 」
入居者募集要項

令和4年12月15日改訂

■ 開設の目的

「殿町コネクト」は川崎市産業振興財団が開設したバイオ、ライフサイエンス系に特化した施設です。こちらの施設では、アカデミアやイノベーション創出の種となるスタートアップによるキングスカイフロントへの進出を促進し、新たに進出する企業・機関と立地機関による共同研究を促進します。そして、域内外の企業等が連携することにより研究開発から事業が継続して創出され新産業が生まれる仕組み（エコシステム）を形成します。

■ 施設基本情報

1. 施設名称

「殿町コネクト」

2. 所在地

〒210-0821

神奈川県川崎市川崎区殿町 3 丁目 25-10

Research Gate Building TONOMACH 2 1C

京急大師線 小島新田駅 徒歩 12 分 キングスカイフロント内に立地

3. 開館時間

当施設の利用時間及び休業日は、原則として次のとおりとします。

- (1) 利用時間 平日 午前 8 時 00 分から午後 10 時まで
土曜日 午前 8 時 00 分から午後 6 時まで
- (2) 休業日 日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

4. 施設概要

当該シェアオフィスで利用することができる施設や設備は次のとおりです。

【 共用設備・設備 】

- デジタル複写機
- シュレッダー
- 無線 Wi-Fi

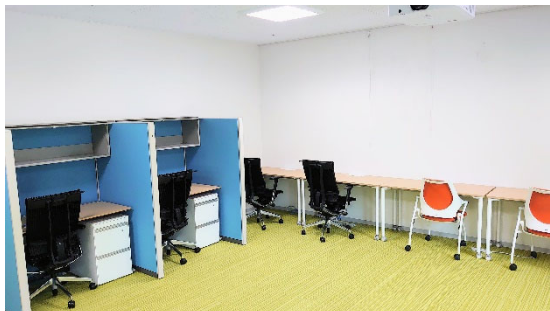
【 オプション設備 】

- 鍵付きロッカー
- メールボックス

【 その他共同利用施設 】

- LINKJ ラウンジ
- 自動販売機2台
- 共用トイレ
- オープンスペース会議室
- RGBⅡ2階セミナールーム

※ ご利用について一部条件あり



■ 支援の特徴

当施設の支援の特徴として次の2点が挙げられます。

- 入居者の皆様が川崎市産業振興財団の持つ支援メニュー（※参照）を活用しやすいように、担当者が適切な窓口をご紹介し、つなぎます。

※具体的なサービス内容は川崎市産業振興財団サービスメニューをご覧ください。

- キングスカイフロントの立地機関として、会議室（有料）やラウンジ等を利用できるほか、立地機関の自治組織である「キングスカイフロントネットワーク協議会」に加入することができます。

■ 各種費用

項目	金額（税込み）
入会金（登録時のみ）	11,000 円

利用プラン	月利用料金（税込み）
コワーキング	15,400 円
固定席	33,000 円

オプションサービス	月利用料金（税込み）	
登記利用	3,300 円	
住所利用	3,300 円	
ロッカー利用	2,200 円	
複合機	カラー	50 円/枚
	白黒	10 円/枚
	スキャン	0 円/枚

■ その他費用

内容	費用（税込み）
カード再発行 手数料	5,500 円

■ 利用対象者

バイオ、ライフサイエンス分野で、次の1から3に該当する方が対象です。

1. キングスカイフロントに研究ラボをすでに持っており、事務用スペースを希望する団体
2. キングスカイフロントに新たに活動拠点の設置を希望する個人または団体
3. 起業の場、活動拠点としての活用を希望する個人または団体 など

■ 利用条件

- シェアオフィス利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと
- シェアオフィス利用の内容又は方法が、シェアオフィスの設備を損傷するおそれがないこと
- 反社会的勢力に該当しないこと
- 危険物の持込、悪臭・騒音の発生や発火の危険性のある設備備品の設置は不可
- 営利事業を行うこと
- 川崎市産業振興財団主催の Tonomachi Caf é 等のイベントにご協力いただけること

■ 利用の申込みについて

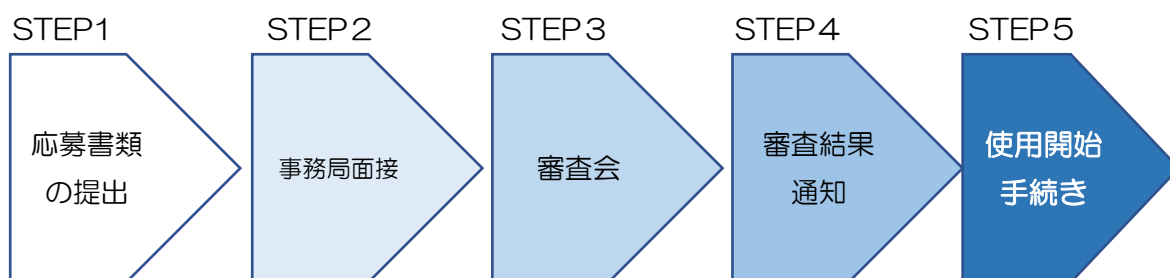
(1) 必要書類について

「殿町コネクト」の利用申込時に必要な書類は次のとおりです。

対象者	提出書類		提出部数
個人の方 法人の方	1	シェアオフィス利用申込書（第1号様式）	1部
	2	事業計画書（第2号様式）	1部
	3	顔写真付き身分証明書 （別紙：身分証明書例をご参照ください）	1部
法人の方 のみ	4	・所得税法第229条に定める開業届（写し） ・法人登記簿謄本 ・ご利用者様の社員証や大学の身分証 等 ※ これらの中からいずれか1点をご提出ください	1部
	5	事業内容がわかる書類（会社概要・製品案内など）	1部

(2) ご利用までの流れについて

「殿町コネクト」のご利用までの流れをご案内いたします。



【STEP1：応募書類の提出】

利用規約にご同意いただいたうえで、次の①から⑤の書類を当財団のシェアオフィス運営事務局へご提出ください。

- ① シェアオフィス利用申込み書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 顔写真付き身分証明書
- ④ 所得税法第229条に定める開業届書（写し）
- ⑤ 事業内容がわかる書類（会社概要・製品案内など）

※③の内容については別紙「身分証明書例」をご参照ください。

※④と⑤の項目については創業後の方が対象となります。

【STEP2：事務局面接】

ご契約前に、30分程度の対面面接を行います。応募書類提出時にご希望の日程を伺います。この面接ではご提出していただいた書類を基にお話を伺います。

※ メールで日程調整を行うことも可能です。

【STEP3：審査会】

書類および面接で伺ったお話を基にシェアオフィスの使用審査を行います。

【STEP4：審査結果通知】

利用の可否についてメールでご連絡いたします。その際、契約手続きの日程調整も行います。

【STEP5：使用開始手続き】

シェアオフィスの使用にあたり契約等のお手続きを行います。お手続きの際、初期費用も併せて請求いたしますので、指定の期日までにお支払いください。なお、支払い方法は指定口座へ振り込みとなります。

■ 運営者（問い合わせ先）

公益財団法人川崎市産業振興財団 クラスター事業部シェアオフィス運営事務局

TEL：044-589-4780

Mail：info-ksfcl@kawasaki-net.ne.jp